

◇令和8年度就学援助制度申請のお知らせ◇

広川町では、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・給食費等を援助する「就学援助制度」を実施しています。

1 援助の対象者：令和8年度小・中学校に在学する児童生徒の保護者で次に該当する方

- (1) 生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方
例) 生活保護世帯に基づく保護の停止、又は廃止の措置を受けた方
- (2) 世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい方（教育委員会が認める場合）

※世帯収入等について、広川町教育委員会が定める下記表の基準額以下であること。

	給与所得の世帯	ひとり親家庭加算	給与所得以外の世帯	ひとり親家庭加算
2人世帯	2,821,286	3,184,142	1,738,880	1,992,880
3人世帯	3,472,560	3,835,416	2,193,880	2,447,880
4人世帯	4,204,889	4,567,745	2,707,120	2,961,120
5人世帯	4,588,389	4,951,245	2,976,480	3,230,480

こちらは目安です。障がい者扶養等の有無に応じて基準額が変わります。

2 申請手続き

- (1) オンラインからの申請または「令和8年度 就学援助申請書」を、広川町教育委員会事務局 子ども課 学校教育係（広川町役場2階）に提出してください。

※入学支度金を申請された方は、再度申請の必要はありません。

なお、令和8年1月1日時点で住所が広川町以外の方は、転入前の市町村から所得税所得証明書（令和7年度の収入所得が分かるもの）を取得のうえ、添付してください。

オンライン申請（Logo フォーム）希望の方は、
右記QRコードまたはURLから申請ください。



〈URL〉 <https://logoform.jp/form/7h9B/1234605>

- (2) 申請の受付後に、世帯の収入等により認定の有無を教育委員会で審査します。結果については、後日郵送にてお知らせします。

3 援助の内容一例（令和8年度予定）

費目	対象学年	支給総額（年額）	支給時期
学用品費等	小学校1年	11,630円	(1期支給) 4月～7月分→8月
	小学校2～6年	13,900円	
	中学校1年	22,730円	(2期支給) 8月～12月分→1月
	中学校2～3年	25,000円	
学校給食費	小学校（全学年）	無償化のため支給なし 53,900円	(3期支給) 1月～3月分→3月
	中学校（全学年）		
新入学児童生徒 学用品費等	小学校1年	57,060円	1期分と同時 (※5月末日までに要申請)
	中学校1年	63,000円	

※上記のほか、修学旅行費や校外活動費等の一部を援助します。援助額は変更となる可能性があります。

4 留意事項

・申請は年間を通して随時受け付けておりますが、満額の支給を希望される方は、令和8年5月31日までに申請を完了してください。

・1年ごとの認定ですので、前年度認定となっていた方も申請が必要です。

お問い合わせ：教育委員会事務局 子ども課 学校教育係 ☎ 0943-32-1194（内線221）